

児童の携行品に係る本校の取組について

平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年、授業で使用する学習用具を毎日持ち帰ることに加え、タブレット端末の携行も始まったことから、児童の荷物が重くなる状況が見られます。通学時の負担や児童の身体の発達への影響を考慮し、本校では令和8年度の児童の携行品について、第二小学校として次のとおり定めました。

- 1 毎日、持ち帰るもの
 - ・連絡帳、連絡袋、筆記用具
 - ・タブレット端末（毎日充電してください）
 - ・学年から指示のあったもの

- 2 学校に置いてよいもの

上記以外の学習用具については、原則として学校に置いておくことを認めます。

なお、学習内容や単元の進行により、家庭での学習等のために持ち帰る必要がある携行品が生じる場合があります。その際は、事前に児童を通じて連絡いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。